

改正後	改正前
埼玉県税条例 第一条～第二十六条の五 (略) (個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) <u>第二十六条の六 法第四十五条の三の三第一項各号に掲げる者（以下この項及び次項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</u>	埼玉県税条例 第一条～第二十六条の五 (略) (個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) <u>第二十六条の六 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十一条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、退職手当等（所得税法第百九十九条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなけ</u>

改正後	改正前
2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法<u>第三百十七条の三の三第三項</u>に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。 3 (略) 第二十七条～第三十一条の十三 (略) (地方消費税の納税義務者等) 第三十一条の十四 地方消費税は、事業者の行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨	<u>ればならない。</u> 2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法<u>第三百十七条の三の三第二項</u>に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。 3 (略) 第二十七条～第三十一条の十三 (略) (地方消費税の納税義務者等) 第三十一条の十四 地方消費税は、事業者の行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨

改正後	改正前
物（<u>同法</u>その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。	物（<u>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）</u>その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。
2 （略）	2 （略）
第三十一条の十五～第三十二条の七 （略）	第三十一条の十五～第三十二条の七 （略）
（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額） 第三十二条の八 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（<u>法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、</u>施行令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項から第三項までにおいて「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の四第二項に規定するもの）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。	（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額） 第三十二条の八 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この項から第三項までにおいて「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の四第二項に規定するもの）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。
一～三 （略）	一～三 （略）
2 （略）	2 （略）
3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既	3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既

改正後	改正前
存住宅等（耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令<u>第三十七条の十九第一項</u>に規定するものをいう。次項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準（第三十二条の十一の二第一項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令で定めるものをいう。次項において同じ。））及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。 一・二 （略） 4～6 （略） 第三十二条の九～第九十九条 （略） 附 則 第一条～第六条 （略） （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除） 第六条の二 平成二十二年度から<u>令和二十五年</u>度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第五条の四第一項に規定する控除額を、当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 第六条の三～第二十八条 （略）	存住宅等（耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令<u>第三十七条の十八第一項</u>に規定するものをいう。次項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準（第三十二条の十一の二第一項において「耐震基準」という。）に適合するものとして施行令で定めるものをいう。次項において同じ。））及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。 一・二 （略） 4～6 （略） 第三十二条の九～第九十九条 （略） 附 則 第一条～第六条 （略） （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除） 第六条の二 平成二十二年度から<u>令和二十年</u>度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第五条の四第一項に規定する控除額を、当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 第六条の三～第二十八条 （略）